

## 出欠席取り扱い等に関する細則

下記の各号に定めるもの以外は、欠席とする。

1. 忌引者
  - 父母・・・・・・・・・・・・・・・・・・7日以内
  - 祖父母・兄弟姉妹・・・・・・・・・・3日以内
  - 叔(伯)父・叔(伯)母・・・・・・・・・・1日
  - 父母の法事・・・・・・・・・・・・・・・・1日往復に要する日数は加算する。
2. 資格試験受験者  
校長が認めた国家試験、資格受験者には、試験当日と試験場までの往復に要する最低日数。
3. 大学・短大通信教育併修生のスクーリングおよび試験参加者  
授業日に実施される指定スクーリング試験に参加する場合で必要とする日数。
4. 留学、海外研修、海外ホテル実習およびインターンシップ参加者  
校長が認めた留学、研修、実習、インターンシップ等において、通常授業日に参加する場合は、留学、研修、実習、インターンシップ日数及び参加地点までの往復日数。
5. 就職にともなう会社見学・会社説明会出席・就職試験受験者
  - (1) 学校紹介の場合の許可日数は、当日と会場までの往復に要する最低日時数。
  - (2) 学校紹介以外の場合は、会社・官公庁等の説明会通知書の写し、説明会等に関する事項を明記した保護者の書面、または会社等の通知書の写しを学級担任を経由して事前に提出し、校長が認めた者。
6. 就職内定企業への実習者  
内定企業から書面により要望があった場合で、校長が認めた者（実習日報の提出及び定期試験の受験を条件とする）。ただし、実習先等で皆勤と証明された場合は、皆勤賞の対象とする。
7. 海外研修及び教科に係る短期の実習参加者
8. 大学・短期大学の併修のスクーリング参加者
9. 自動車学校通学生については、以下の通りとする。
  - (1) 1年次夏期休暇以降の自動車学校入校者で、事前に校長の許可を得た学生で仮免許試験・卒業検定試験ならびに免許取得試験（本試験）のため、学校を休む場合に事前に届け出た学生に対しては出席扱いとし、皆勤賞の対象とする。
  - (2) その他の学生については出席扱いとしない。
10. 交通スト・暴風警報発令・またはその他により、学校が休校となった場合。ただし、地方により水害やその他の事情で登校不可能な状況のときは欠席・遅刻・欠課は出席扱いとする。
- 11 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」に規定された疾病（注1）に罹病した者、ならびに同疾病に感染の疑いがある者の当該疾病の治癒に必要な日数。

1 2 学校行事またはその準備のために、特に教務が認めた者

1 3 その他の理由で、特に校長が認めた者

(注1) エボラ出血熱・クリミア・コンゴ出血熱・南米出血熱・マールブルグ病・ラッサ熱・コレラ・赤痢・腸チフス・パラチフス・痘瘡・発疹チフス・猩紅熱・ジフテリア・流行性脳脊髄膜炎・ペスト・日本脳炎・インフルエンザ・狂犬病・炭疽・伝染病下痢症・百日咳・麻疹・急性灰白髄炎・破傷風・マラリア・恙虫病・フィラリア病・黄熱または回帰熱